

○九州地方整備局告示第百五十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条及び第百三十八条第一項の規定により準用される第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項及び第百三十八条第一項の規定により準用される第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十五年九月六日

九州地方整備局長 岩崎 泰彦

第1 起業者の名称 長崎県及び佐世保市

第2 事業の種類 二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事

第3 起業地

1 土地

(1) 収用の部分

長崎県東彼杵郡川棚町石木郷字鶴堂、字浦ノ山及び字ツブキ、岩屋郷字野稲原、字川原、字川原平、字祓川、字矢杖、字浦ノ谷、字岩屋ノ前、字岩ノ上、字勘藏平、字大平、字権現平、字大迫、字百堂、字坊ノ前、字瀬戸ノ尾尻、字瀬戸ノ尾、字角合平、字狩集道上、字狩集、字下這迫、字上這迫、字二反田、字大山口、字上辻、字下辻、字平六淵、字勘太平、字タル谷及び字中ノ川内並びに木場郷字タリカド、字笹ノ本、字陰ノ迫、字鷲ノ巢、字西ノ迫、字迎島及び字下木場地内

(2) 使用の部分

長崎県東彼杵郡川棚町石木郷字鶴堂及び字ツブキ、岩屋郷字祓川、字下這迫及び字大山口並びに木場郷字タリカド及び字笹ノ本地内

2 漁業権

(1) 収用の部分

[二級河川川棚川水系石木川]

上流	右岸	長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字野稲原	
	左岸	長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字野稲原	から
下流	右岸	長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字野稲原	
	左岸	長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字野稲原	至る間

(2) 使用の部分

[二級河川川棚川水系石木川]

上流	右岸	長崎県東彼杵郡川棚町木場郷字迎島	
	左岸	長崎県東彼杵郡川棚町木場郷字迎島	から
下流	右岸	長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字野稲原	
	左岸	長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字野稲原	至る間

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、長崎県東彼杵郡川棚町石木郷地内、岩屋郷地内及び木場郷地内に施行する「二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「二級河川川棚川水系石木ダム建設工事」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項の二級河川に係る河川管理施設に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に治水又は利水の目的をもって設置するダム及び同条第18号に掲げる水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される県道、町道の従来機能を維持するための付替工事は、それぞれ道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号の都道府県道、同条第4号の市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、農業用道路の付替工事は、同条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

二級河川川棚川水系石木川は、河川法第5条第1項により長崎県知事が指定した河川であり、同法第10条第1項の規定により、長崎県知事が河川管理者となることなどから、起業者である長崎県は、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

また、佐世保市は、水道法第6条の規定による認可を受けていることなどから、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

二級河川川棚川水系川棚川（以下「川棚川」という。）は、その源を長崎県東彼杵郡波佐見町（以下「波佐見町」という。）の桃ノ木峠（標高375m）に発し、同町の中央部を西に流れ、支川野々川、井石川、田別当川及び金屋川と合流し、同町の西部を南下して支川村木川、川内川、長野川及び志折川と合流し、同郡川棚町（以下「川棚町」という。）に入り猪乗川及び石木川を合流した後大村湾に注ぐ、流路延長約19.4km、流域面積約81.4k㎡の河川である。

また、川棚川の河川水は、農業用水として利用されているほか、波佐見町、

川棚町及び同県佐世保市の水道用水として広く利用されている。

川棚川の流域は、地形的に山が迫り流路延長が短く川幅も狭いことから、梅雨期や台風期には過去幾度となく災害を受けており、昭和 23 年、昭和 31 年及び昭和 42 年に災害を受けている。そのため、築堤や河床掘削、野々川ダムの建設等様々な治水対策を行ってきたが、最近では平成 2 年 7 月 2 日の梅雨前線による豪雨により、川棚町全体で床上浸水 97 戸及び床下浸水 287 戸の甚大な被害を受けた。

このように、川棚川流域では過去に浸水被害が発生している一方、川棚川は、過去度重なる渇水に見舞われて来っており、水道用水の取水に支障を来している状況であり、特に佐世保市では石木ダムに参加を表明した昭和 50 年以降、昭和 53 年、平成 6 年から翌 7 年、平成 17 年、平成 19 年の 4 回給水制限を実施し、また、直前の降雨により給水制限が回避できた年が 5 回を数える等頻繁に渇水の危機に瀕している。

佐世保市の水道用水は、平成 23 年度現在での 1 日最大給水量が $80,240 \text{ m}^3/\text{日}$ であるのに対し、既存の安定して取水できる水源として確保している水利権は約 $77,000 \text{ m}^3/\text{日}$ に過ぎず、現在は、本件事業による新たな水源の確保を前提とした暫定豊水水利権と慣行水利権等の不安定取水に依存している状況である。このため、渇水の恐れがある時には節水の呼びかけを行なっている状況となっている。

また、佐世保市では、今後の生活用原単位の回復、観光客数の増加及び大口需要の企業経営方針の転換等に対応するため、更なる供給能力の不足が予測されている。

このように、佐世保市の水道用水としての供給能力の不足の解消に加え、将来の水需要に対応するためには川棚川において新規水源の開発が急務となっている。

このような状況に対して、川棚川水系の治水対策としては、平成 17 年 11 月に策定された「川棚川水系河川整備基本方針」及び平成 19 年 3 月に策定され、平成 21 年 3 月に変更された「川棚川水系河川整備計画」において、年超過確率 $1/100$ 規模の降雨を対象に、基準地点山道橋における基本高水のピーク流量を $1,400 \text{ m}^3/\text{秒}$ とし、このうち既存の野々川ダムと石木ダムにより $270 \text{ m}^3/\text{秒}$ の洪水調節を行い、基準地点山道橋での計画高水流量を $1,130 \text{ m}^3/\text{秒}$ としている。

本件事業は、この洪水調節施設として河川法第 79 条第 2 項に基づく「石木ダム建設事業全体計画書(変更)」において、ダム地点における計画高水流量 $280 \text{ m}^3/\text{秒}$ のうち、 $220 \text{ m}^3/\text{秒}$ を調節し、 $60 \text{ m}^3/\text{秒}$ (最大 $70 \text{ m}^3/\text{秒}$) を放流するとしており、これに要する貯水容量は $1,950,000 \text{ m}^3$ であるとしている。

一方、既得農業用水及び水道用水の安定的な供給、水生生物の生息・生育環境や河川の景観を保全すること等、流水の正常な機能を維持するため、基準地点山道橋において 1 月から 3 月の期間で $0.090 \text{ m}^3/\text{秒}$ 、4 月から 12 月の期間で $0.120 \text{ m}^3/\text{秒}$ の流量をダムにより確保することとされており、これに要する貯水容量は $740,000 \text{ m}^3$ としている。

さらに、佐世保市の水道用水としての供給能力不足の解消に加え、将来の水需要に対応するため、ダムにより $40,000 \text{ m}^3/\text{日}$ の新規水源の開発を行ない、これに要する貯水容量の $2,490,000 \text{ m}^3/\text{日}$ を確保し、安定的な水道用水の供給を図ることとしている。

本件事業は、これらに基づき、川棚川水系石木川に洪水調節、流水の正常な機能の維持及び安定した水道用水の確保を目的とした多目的ダムの建設を行うものである。

本件事業の完成により、基準地点山道橋地点での年超過確率1/100規模の洪水を防御するための洪水調節が可能となり、川棚町の中心市街地を洪水から防御し、沿川地域住民の生命や財産及び社会資本の保全を図ることが可能となる。また、10年に1回程度起こりうる渇水時においても、流水の正常な機能の維持のために必要な流量を確保することが可能となり、水生生物の生息・生育環境や河川の景観を保全し、既得の水道用水、農業用水の確保が可能となり、また、佐世保市の水道用水の安定的な供給に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者は、平成19年度に長崎県環境影響評価条例（平成11年長崎県条例第27号）に準じて任意で環境影響評価を実施したところ、水温変化などに対して選択取水施設を設置し、富栄養化については貯水池の水質観測を実施し曝気循環施設の設置を行うことにより、環境に与える影響は小さいと評価されている。

また、工事期間中の大気質、騒音、振動については、環境基準を満足すると評価されているが、起業者はこれらの環境に配慮することを公表しており、工事中は、散水の実施、建設機械の高負荷稼働の回避、低騒音型建設機械を使用するなどにより、周辺環境への配慮を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

（2）失われる利益

上記の環境影響評価及びその他の調査によると、本件事業実施区域及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省のレッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているニホンウナギ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、カスミサンショウウオ、ヤマトシマドジョウ、マシジミ等が確認されている。ハヤブサ、サシバについては、本件事業実施区域の土地に営巣地は確認されておらず、周辺に同様の生息地域が残存することなどから、影響は小さいと評価されている。カスミサンショウウオは、生息環境の一部が消失、改変されるが、周辺に生息環境が広く残存することから、影響は小さいと評価されている。さらに、ニホンウナギ、ヤマトシマドジョウは、確認された地点の一部が消失されるが、生息環境が広く残存することなどから、影響は小さいとされている。また、マシジミは、生息環境の一部が消失されるが、主要な生息地が川棚川であると考えられるため、対象事業の実施に伴う直接改変による生息地の消失または改変の影響は想定されないとされている。

植物については、本件事業実施区域の土地には、環境省のレッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているヒメウラジロ、エビガラシダ、ツクシアオイ、ミズマツバ、ツクシトウキ等が確認されているが、起業者は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしており、そのうちヒメウラジロ、

エビガラシダ、ミズマツバ、ツクシアオイ、ツクシトウキ等については、平成 21 年度に既に移植を実施しており、現在モニタリングを実施している。

なお、本件事業地内には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないことを確認しており、工事施工中に遺跡等が確認された場合は、長崎県教育委員会との協議により記録保存等の措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

（３）事業計画の合理性

本件事業は、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給を目的として、堤高 55.4m、堤頂長 234.0m、総貯水容量 5,480,000 m³の重力式コンクリートダムを建設するものである。

本件事業の事業計画は、(1)で述べた洪水調節、流水の正常な機能の維持、佐世保市の水道用水に必要な容量の確保を図るうえで適正な規模であると認められ、また、河川管理施設等構造令（昭和 51 年政令第 199 号）等に定める規格に適合していると認められる。

治水の施行方法は、河道改修案、ダム建設案（申請案）、遊水地案及び放水路案の 4 案について比較検討が行われている。河道改修案は、河川環境が変化し、支障となる家屋も多く、また橋梁及び J R 橋の架替、堰の改築が生じる。遊水地案は、遊水池付近の河川環境が変化し、圃場整備済の農地への影響が大きく大量の掘削残土の処分が必要となるとともに、河川改修に伴う橋梁の架替、堰の改築を伴う。また、放水路案は、トンネル及び呑口部、吐口部が大規模な施設となり、施設が完成するまで長期間を要し、また大村湾への直接放流による漁業への影響が懸念される。申請案はダム湛水区域で自然環境が変わり、移転対象の家屋が最も多いが、他の 3 案と比較して事業費が最も廉価であり経済性にも優れていることなどから、社会的、技術的、経済的な面を総合的に勘案すると最も合理的であると認められる。

長崎県において平成 23 年 7 月に実施された石木ダム建設事業の検証に係る検討においても、石木ダム案の外、水田地帯を遊水池とする遊水地案、採石場跡を遊水池とする遊水地案、放水路案、河道掘削案、引堤案、堤防嵩上げ案及び河道掘削、引堤、堤防嵩上げのコストが最も低くなる組み合わせの複合案の 8 案について比較検討が行われたが、石木ダム案が事業費、実現性、地域社会への影響の面から他案より優位であるとしている。

また、利水については、石木ダム案（申請案）、海水淡水化案、地下ダム案、地下水案の 4 案について比較検討が行われている。海水淡水化案は、付近地が閉鎖性の高い海域であることから水質が悪く前処理が困難であり、塩分濃縮排水の付近の海域への影響が懸念される。さらに、ブレンドに必要な陸水との併用で稼働率が悪く事業費も高価である。地下ダム案は、地形、地質上まとまった取水が困難である。また、地下水案は、水源として利用可能な箇所がない等いずれの案も社会的、技術的及び経済的条件からみて合理的でなく、石木ダム案が最も妥当な案であると認められる。

佐世保市において平成 25 年 3 月に実施された水道施設整備事業再評価においても、石木ダム建設と同様の取水量につながる可能性のある代替案として、

その他ダム案、河道外貯留施設案、河口堰案、ダム再開発・掘削案、他用途ダム容量の買い上げ案、湖沼開発（ため池の活用）案、水系間導水案、流況調整河川案、地下水取水案、海水淡水化案、既得水利の転用案、ダム使用権等の振替案、他事業からの受水案、水源林の保全案の 14 案の検討が行われた。このうち、海水淡水化案を除く 13 案は、技術的可能性、法的可能性及び量的可能性等の面において取水量確保の可能性がないとされ、さらに、石木ダム案と海水淡水化案について比較検討が行われたが、地域社会への影響、技術的課題、環境への影響、事業費等の面から、石木ダム案が優位であるとしている。

以上、治水、利水双方から比較検討した結果、社会的、技術的及び経済的條件を総合的に勘案し、ダム建設案が最も優れた案と認められる。

次に、川棚川水系石木川でのダムサイトの候補地につき、貯水に必要なダム高を確保できるよう両岸が高いこと、ダム堤頂長を短くするために両岸の山が近接していること、ダムの背後に貯水量を十分確保できること等を条件に上流サイト案、中流サイト案、下流サイト案(申請案)の 3 案が選定され、当該 3 案について検討が行なわれている。

申請案と他の 2 案を比較すると、申請案は、支障家屋は最も多くなるが、ダムの規模が最も小さく施工性に優れ、貯水効率も最も優れており、また、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う県道、町道及び農業用道路付替工事の事業計画については、施設の位置、構造型式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、川棚川流域は地形的に山が迫り流路延長が短く川幅も狭いことから、幾度も洪水被害が発生しており、また、佐世保市では、安定して取水できる水源の給水能力が不足し、不安定取水に依存している状況に加え、更なる供給能力の不足が見込まれている将来の水需要への対応が必要となることから、川棚川流域の洪水被害の軽減、流水の正常な機能の維持、水道用水の確保のためできるだけ早期に本体事業を整備する必要があると認められる。

また、佐世保市、川棚町、石木ダム建設促進佐世保市民の会等から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

なお、佐世保市では、水道用水の水源施設としてダムを建設、活用している

が、既設ダムの多くは老朽化しており、また、ダムと一体化した付帯施設も老朽化が激しくなっているため、早急な更新が急務となっている。また、経年による土砂の堆積により有効貯水率が減少している。

これら施設更新及び土砂浚渫は、ダムの水位を下げて実施する必要があるが、佐世保市は水源に余裕がないため、石木ダムが完成することによりこれらの施設更新などの実施に寄与することが認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地及び漁業権を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項及び法第 138 条第 1 項の規定により準用される法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 長崎県東彼杵郡川棚町役場

第 6 収用又は使用の手続が保留されている起業地

1) 土地

長崎県東彼杵郡川棚町石木郷字鶴堂の一部及び字ツブキの一部、岩屋郷字野稲原の一部、字川原、字川原平、字祓川の一部、字岩屋ノ前、字岩ノ上、字勘藏平、字大平、字権現平、字大迫、字百堂、字坊ノ前、字瀬戸ノ尾尻の一部、字瀬戸ノ尾、字角合平、字狩集道上、字狩集、字下這迫、字上這迫、字二反田、字大山口、字上辻、字下辻、字平六渕、字勘太平、字タル谷及び字中ノ川内並びに木場郷字タリカド、字笹ノ本、字陰ノ迫、字鳶ノ巢、字西ノ迫、字迎島及び字下木場地内

2) 漁業権

[二級河川川棚川水系石木川]

上流	右岸	長崎県東彼杵郡川棚町木場郷字迎島	
	左岸	長崎県東彼杵郡川棚町木場郷字迎島	から
下流	右岸	長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字野稲原	
	左岸	長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字野稲原	至る間